

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

101	箱根町一般廃棄物最終処分場整備事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
水質汚濁	<p>(1)しゃ水シートは地下水汚染の防止等の観点から重要なものであることから、強度や耐久性など材質並びに施工時の破損防止対策を検討すること。 また、漏水検知システムは、各方式の特性等を具体的に検討したうえでシステムを選定し、供用開始後における異常検知時の対応方策をを明らかにすること。</p> <p>(2)浸出水処理施設の処理工程で、キレート吸着は放流水のモニタリングにおいて重金属が基準値を超えて検出された場合に再処理の工程として取り入れるとしているが、この重金属の適切なモニタリング頻度を検討すること。 また、埋立終了後における浸出水処理施設の管理方法を併せて検討すること。</p>	<p>(1)しゃ水シートは2重シートを採用し、上部しゃ水シートに関しては物性値や、耐久性に優れた高密度ポリエチレンシート（厚さ1.5mm）を採用する。下部しゃ水シートに関しては接合など施工が容易なアスファルト含浸シート（厚さ4mm）を採用する。施工に関しては、工場での強度等の検査、施工後の漏水検知システムによる検査などを行う。 漏水検知システムは、システムの信頼性や補修の迅速性を重視して電気式を基本システムとし、物理式を併用して電気式を補足するものとした。 供用開始後において破損を検知した場合は、埋め立てた廃棄物等を取り除いて直接破損箇所を補修する。</p> <p>(2)重金属に関しては、モニタリング結果に応じてキレート処理を行い、モニタリング頻度は年4回計画していたが、重金属類等（シアン、総水銀、カドミウム、鉛、砒素、ニッケル、PCB）は、当初1年間は頻度を増やし、供用開始当初の半年間は毎月、その後の半年間は2ヶ月に1回実施する。 埋立終了後においても浸出水処理施設は施設の廃止まで運転するが、この間の管理は、各種の点検を実施するとともに、処理水は埋立中と同様にモニタリングし、さらに機器による常時監視を継続する。この異常感知時には、自動的に処理水の放流停止、緊急連絡先への自動通報システムを導入する。</p>
水象	<p>地下水位については、梅雨期等の多降雨時に地下水の上昇によるしゃ水施設等に対する影響を確認するため、地下水位の状況について追加調査を実施すること。</p>	<p>追加調査として、平成11年1月～9月の期間に、主に降雨後を対象として地下水位の調査を実施した。6～7月の降雨後の調査で、1地点のみ地下水位が観測されたが、この場所は貯留構造物を設置する地点であり、掘削はほとんど行わないことから、地下水の排除及び地下水脈の遮断等の地下水の水位及び湧水の流量への影響はないものと考えられた。</p>
植物・動物・生態系	<p>(1)跡地利用計画図では管理用道路が配置されているため、この必要性を明らかにしたうえで、できる限り縮小するなど周辺自然環境への影響を軽減すること。 また、潜在的な自然植生に十分配慮した植栽計画を明らかにするとともに、発生ガスの影響を受け易い指標性植物をモニタリングに活用することを検討すること。</p> <p>(2)事後調査の項目毎に、時期や地点などを具体的に明らかにしたうえで、事後調査方法の妥当性を検討すること。</p>	<p>(1)埋立完了後も側溝、法面部等の管理のため車両が進入できる管理用道路が必要である。しかし、埋立完了後は、維持管理に際して必要最小限とし、自然の復元も考慮して、幅員を減少し、道路部もアスファルトと等の舗装を除去する計画とする。 跡地利用としては、森林を活かした広場として利用する計画であり、ハイキングコースとの有機的な連携を図りながら、長期的には自然環境の回復、改善に寄与することを目的とした。緑化計画としては、種の多様性にも配慮して、潜在的な自然林の構成種を用いて計画する。 また、発生ガスや地熱等による植物への影響を調査できるように跡地利用計画の中で監察区を設ける計画とする。</p> <p>(2)事後調査時期は、工事完了時、工事完了5年目としていたが、跡地利用時の植栽計画を検証するため、埋立完了後5年目を追加する。 事後調査は、影響の範囲及び程度を明らかにすることを目的に計画し、いずれの事後調査方法も妥当と判断する。</p>

レクリエーション資源	<p>跡地利用計画の中でハイキング等による利用を積極的に図っていることから、周辺レクリエーション資源との関係を明らかにしたうえで、ハイキングコースなどを含めた新たなレクリエーション資源の創出とその資質の向上を検討すること。</p>	<p>本事業の実施区域は、畑宿と芦之湯を結ぶハイキングコースに隣接している。そこで、跡地として利用する段階では、新たに飛龍の滝の上流部から実施区域を經由して、箱根芦之湯フラワーセンターから元箱根に抜ける従来から利用されているハイキングルートにつながり、実施区域周辺の史跡・名勝等を散策できるルートを創出する。</p> <p>これらルートの分岐点においては、案内板を設けるとともに、新たに設けるルートには、現在、美化センターへの搬入路となっている町道が含まれることから、利用者の安全性にも配慮しながら、ハイキングコースとしての環境を整備する。</p>
その他（維持管理等）	<p>(1)事後調査として、大気汚染に関するダイオキシン類のモニタリングを実施しているが、処理水の放流先及び実施区域周辺の土壌に関しても、その内容を具体的に明らかにすること。</p> <p>(2)維持管理計画の具体的な内容を明らかにするとともに、維持管理のマニュアルの作成を検討すること。</p> <p>また、漏水検知や地震発生時等における危機管理として、初動体制や周辺の住民等に対する連絡体制についても十分検討すること。</p> <p>(3)維持管理計画に基づき実施された各種の維持管理項目に関する記録の作成及び保存並びにこれら記録の住民等への公開について具体的に明らかにすること。</p>	<p>(1)ダイオキシン類のモニタリングとして、処理水は、放流先である大沢において、1回/年の頻度で調査を実施する。土壌は1回/5年で実施することを基本とし、環境大気の調査結果に応じて適宜調査を実施する。</p> <p>(2)維持管理計画として、埋立ごみの管理、埋立作業の管理（埋立ごみ層の管理を含む）、施設の管理、その他の管理（安全の管理及び埋立完了後の管理）を行う。また、日常点検、保守点検、定期点検、異常時の対応及びモニタリングに係る内容を対象にマニュアルを作成する。</p> <p>異常時の対応策として、漏水検知システムによる漏洩の検知時、浸出水の処理水の常時監視システムによる異常の検知時、大規模な地震の発生時などが考えられる。異常が確認された場合には、直ちに施設の責任者等に連絡・通報し、異常の状況に応じては関係機関並びに地元住民への連絡・広報を迅速に行う。なお、連絡先を定めるとともに、連絡方法としては、緊急性を有し、かつ、住民に知らせる必要に迫られた場合には、広報車による巡回及び防災行政無線により周知する。</p> <p>(3)各種の維持管理は、それぞれ記録用紙を作成するとともに、その用紙へ指示値等を記入し正常な範囲にあることを確認して実施する。また、測定結果等は計量証明書等により保存・記録する。これらの記録の保存は、美化センターに永久保存する。</p> <p>モニタリングの結果は基本的に公開とし、その方法は、ダイオキシン類は箱根町の広報により行い、その他の項目は随時閲覧により公開する。</p>
その他（廃棄物）	<p>伐採樹木及び根・枝葉の量を明らかにしたうえで、極力有効利用を図ること。</p>	<p>伐採される樹木の量は、およそ幹450立方メートル、枝60立方メートル、葉90立方メートル、根150立方メートルである。</p> <p>これらは、売却が可能なものは売却し、丸太杭として利用が可能なものは計画地法面の植栽における土留め杭や町内のハイキングコース等の木段として利用する。</p> <p>チップ材としての有効利用では、計画施設の植栽部で一部利用可能と考えており、大半は堆肥とするなどの業者委託等によって可能な限り有効利用する。</p>